

通園・通学のあり方に関する提言書

令和7年10月

田村市通園・通学のあり方に関する検討委員会

I. はじめに

近年、少子化が急激に進むなか園児・児童・生徒の通園・通学環境については、安全確保や通学距離の適正化など、保護者をはじめ地域住民からの関心が一層高まっています。田村市では学校統合に伴い、バス乗車の可否などを含む通学環境に地域差（格差）が生じていることが重要な課題として挙げられます。

このような通園・通学をめぐる課題については、令和元年度の田村市通園・通学のあり方に関する検討委員会により、当時の社会状況や地域の通学実態を踏まえた提言が取りまとめられた経緯があります。その後、5年が経過し人口減少の進行や地域の生活環境の変化など、通園・通学を取り巻く状況は大きく変化しており、あらためて現状に適した対応が求められています。

本検討委員会では、前回の提言を踏まえつつ現在の課題や地域の実情に鑑みて、園児・児童・生徒が安全で心身ともに健やかに通園・通学ができる環境整備に資するよう、次のとおり提言いたします。

2. 提言事項

【提言 1】小学校・中学校における徒歩通学の推奨距離について

徒歩通学には、児童生徒にとって社会性の育成や自然に対する関心の醸成など、発達面における多くのメリットがある一方で、近年の地球温暖化による熱中症リスクなど環境変化による身体的な負担や児童生徒を対象とした犯罪発生率の増加にも注意しなければならない。

これらの要因を総合的に考慮した結果、徒歩通学の推奨距離は、小学校・中学校ともに1.5km未満とすることが望ましい。併せて、この推奨距離に伴い通学距離が1.5km以上の場合にはスクールバスを利用可能とすることが望ましい。

【検討会内で出された意見（一部抜粋）】

- ・現行の2.5kmは長い。徒歩通学は30分程度以内が望ましい。
- ・夏場は学校に着いた段階で汗だくの子どももおり、その後の学習に支障が出ないか心配である。一定の距離基準を設けつつ、バス停まで送迎していただければバスに乗せても良いのではないか。
- ・距離基準を統一することで不公平感が無くなる。
- ・集団登校の列に車が突撃するニュースなどを見ると、できる限り歩かせたくない。

【提言 2】中学校における自転車通学の距離基準について

中学生においては、成長段階に応じた自立的な移動手段として自転車通学の選択肢が現実的であるため、自転車通学の対象は「1.5km以上の通学距離」とすることが望ましい。

【検討会内で出された意見（一部抜粋）】

- ・中学校の中には、生徒総会で協議をして自分たちで「○○km以上は自転車通学可」と決定している学校もある。
- ・生徒が主体的に検討及び決定することは非常に良い取り組みである。
- ・徒歩通学の推奨距離を1.5kmと定めた以上、自転車利用可能距離も準ずるべき。
- ・1.5kmを基準とし、各校の実情に応じて校長が決定できる幅があるとよい。同じ1.5kmでも平坦な道もあれば山道続きの1.5kmもある。

【提言 3】遠距離通学助成金及びヘルメット購入補助金について

①遠距離通学助成金

徒歩通学の推奨距離を超える児童生徒のうち、スクールバスの利用を希望しているにもかかわらず、地理的条件や道路事情等によりバス利用が困難であり、やむを得ず徒歩または自転車で通学をしている者については、通学距離が 1.5km 以上である場合を遠距離通学助成金の対象とすることが望ましい。

②ヘルメット購入補助金

自転車通学に係るヘルメットの着用については、道路交通法の改正によって令和 5 年度から努力義務化されたことを踏まえ、補助制度は今後も継続して実施することが望ましい。また、生徒の自転車通学への意欲向上並びに個性の尊重の観点から補助対象の物品について特別な指定はしないことが望ましい。その場合、補助対象額に上限を設けることで、公平の確保が図られるものと考えられる。

【検討会内で出された意見（一部抜粋）】

- ・徒歩通学の推奨距離を 1km 以上超過する 2.5km 以上を対象とするのはどうか。
- ・徒歩推奨距離との整合性を鑑み 1.5km 以上は遠距離通学とすることが良いのではないか。
- ・仮に現行の 4km 以上という基準を今後も継続する場合、その根拠が問われる。
- ・金額設定も距離設定も説明責任が果たせる基準とすることが望ましい。
- ・ヘルメットはデザインを選べるようにすることで、自転車通学のモチベーション向上にもつながるのではないか。
- ・ヘルメット補助については、上限額を設定すれば補助金の公平感も保てるのではないか。

【提言4】幼稚園児の通園方法について

幼稚園児の通園方法については、保護者送迎またはスクールバス利用が望ましい。幼稚園児の発達段階を踏まえると、スクールバス利用の場合でもバス停まで保護者による付き添いが必要と考えられる。

【検討会内で出された意見（一部抜粋）】

- ・実情として、徒歩で通園する園児はいない。保護者の送迎またはスクールバスのみ。
- ・単独徒歩での通園は考えられない。
- ・幼稚園及びバス停までは保護者による付き添いは必要。

3. 安全な通園・通学のための条件整備に係る意見等

会議の中で自由意見として募った意見は以下の通りであった。要望や提言としてではなく地域住民の常日頃から感じている思いを率直にご意見いただいたものであるため、方針決定の参考としていただきたい。

- ・自動車による通学が増えてきており、送迎する保護者による事故も少なくない。学校ごとに乗降所を指定する、地域の方に誘導を依頼する等の対応が必要である。
- ・中学校では靴を指定されていることもあるが、徒歩通学との兼ね合いも考慮し、より体に負担のかからないような靴を自由に選べれば良い。
- ・各学校で、児童生徒のバス停までの移動方法を含む通学手段をしっかり把握した方が良い。
- ・悪質な事件・事故等に巻き込まれることも危惧されるため、通学路に防犯カメラを設置してほしい。
- ・カバンの重さが児童生徒の腰や肩への負担となり成長期の健康に影響を及ぼすことも考慮して、持ち帰る教科書等について配慮してほしい。

4. おわりに

当検討委員会では「市内園児・児童・生徒にとっての最善の通園・通学方法は何か」について計4回に渡り会議を重ねてきました。子どもたちが安全かつ安心して通園・通学できる環境づくりは、教育・福祉・交通といった多方面の連携により実現されるべき重要課題です。田村市教育委員会においては、地域住民や保護者との対話を継続しながら、上記提言の具体化に向けて積極的な検討と対応をお願い申し上げます。

令和7年10月22日

令和7年度田村市通園・通学のあり方に関する検討委員会

委員長 遠藤 さとみ

【検討委員会の経過】

項目	委員会開催日	内 容
第1回	令和7年6月26日	①委員の委嘱・任命 ②設置要綱の説明 ③委員長・副委員長の互選 ④検討委員会スケジュール確認 ⑤検討会資料説明 ・市全体の現状分析 ・現状の児童生徒通学距離 ・現在の課題、要望 ⑥意見聴取
第2回	令和7年7月28日	①R1 年度提言書内容確認(概要版) ②【協議】徒歩通学の適正距離 ③【協議】自転車通学を認める基準
第3回	令和7年8月22日	①【協議】遠距離・ヘルメット購入助成金見直し ②【協議】幼稚園児の通園方法 ③その他安全な通園・通学のための条件整備
第4回	令和7年9月29日	①提言書精査・完成